

税・保険・年金

源泉徴収票を送ります

国民年金や厚生年金のうち、老齢を支給事由とする年金を受けている方に、1/31(土)までに「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」を送ります。源泉徴収票には、令和7年中に受けた年金額、源泉徴収された所得税額や介護保険料等が記載されていますので、確定申告の際にご利用ください。紛失や未着、2枚以上必要な場合は年金証書・本人確認できる写真付き証明を持って、お近くの年金事務所で交付申請をしてください。なお、源泉徴収票の再交付は『ねんきん自動音声送付受付サービス』でもお手続きができます。

※障害年金・遺族年金等は、課税対象外のため源泉徴収票は送られません。

問 枚方年金事務所 ☎ 846-5011



税の障がい者控除

要介護・要支援認定者で、身体障がい者手帳や療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けていない方でも、同等の障がいがあると認定された場合は、所得税や住民税の障がい者控除の対象となることがあります。

次のいずれかに該当し、この控除を受けようと思う方は、まず認定が受けられるかどうかご相談ください。

▷常に寝たきりの状態の方

▷精神上の障がいで日常生活に支障をきたすような症状・行動があり、意思疎通が困難で介護が必要な方

▷府障がい者自立相談支援センター等の知的障がい者(軽度・中度・重度)判定に準ずる方

▷身体障がい者手帳(1~6級)の障がいに準ずる方

問 高齢介護課 ☎ 893-6409

保険料納付済額確認書を送ります

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告等で社会保険料控除の対象です。R7年中に普通徴収で納付した保険料の確認書を1月下旬に送ります。なお、特別徴収(年金天引き)された保険料は各年金保険者から送られる公的年金等の源泉徴収票でご確認ください。また、源泉徴収票が送付されない障害・遺族年金等から特別徴収されている方で、必要な方は各担当に保険料納付済額確認書の申請をしてください。普通徴収分と特別徴収分を合計した確認書が必要な方も、各担当に申請してください。

問 医療保険課(国民健康保険・後期高齢者医療制度) ☎ 892-0121

高齢介護課(介護保険) ☎ 893-6409



枚方税務署からのお知らせ

受取日付印の押印を廃止しました

確定申告書等を書面で提出(郵送)する際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

確定申告書はスマホやパソコンで作成できます

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」なら金額等を入力するだけで申告書が完成します。また、マイナンバーカードとマイナポータルを連携することで、控除証明書等のデータが自動入力できます。国税の納付には、振替納税等のキャッシュレス納付をご利用ください。

確定申告会場(スマホ申告専用会場)

枚方税務署

日時 2/16(月)~3/16(月)9:00~17:00

(相談受付は16:00まで) 平日のみ

LINEによる事前予約制です。(来署予定

日の14日前から2日前まで予約可能です。)

ゆうゆうセンター4階多目的ホール(給与所得者・年金所得者の還付申告専用会場)

日時 2/6(金)・9(月)・10(火)・12(木)9:30~16:00

相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。

入場整理券は事前申込制です。申込受付は、12/25(木)で終了していますが、整理券に残余がある場合は申し込みができます。

問 枚方税務署 ☎ 844-9521

税務室市民税係 ☎ 892-0121



国税庁LINE



募集

会計年度任用職員登録者

市内の図書館・室で勤務する各職を募集します。

対象 ①②いずれも市内か近隣在住で図書館司書・司書補の資格保有者(取得予定者含む)

登録期間 申込月から12か月の末日

申込用紙の配布 市内図書館・室、図書館HP

申込 申込書と司書資格証明書(コピー可)を倉治図書館または青年の家図書室に提出

①図書館業務・司書

業務内容 図書館業務(カウンター業務全般、児童サービス他)

勤務日時 土・日曜日、祝日を含む週5日 9:00~17:15または11:00~19:15(シフト制)

月給 19万9,585円~(別途賞与あり)

②図書館業務補助

業務内容 図書館業務補助(カウンター業務全般他)

勤務日時 土・日曜日、祝日を含む、週1~2日から、9:00~17:15

時給 1,267円(勤務条件により賞与あり)

問 倉治図書館 ☎ 891-1825

青年の家図書室 ☎ 893-4881



移送サービスの利用者

高齢者や障がい者の外出を運転ボランティアが福祉車両でお手伝いします。詳細はHPをご覧ください。

対象 市に住民票があり市内在住で、介助による移動および単独でのタクシー等公共交通機関の利用が困難な方のうち、①または②に該当する方。

①介護保険で「要支援」または「要介護」の認定を受けている方

②身体障がい者手帳をお持ちの方

※原則として介助人(1人)の同乗が必要です。

利用目的 通院や買い物等、社会参加のための送迎

利用範囲 北河内5市(交野市・四條畷市・枚方市・寝屋川市・守口市)で、発着のいずれかが交野市内であること

問 社会福祉協議会 ☎ 895-1185



みどりネット「リユース子ども服仕分けボランティア」

内容 文化祭で回収した子ども服の仕分け作業と一緒にしませんか。

※当日、子ども服の持ち帰りはできません。

日時 2/3(火)10:00~12:00

場所 乙辺浄化センター 定員 5人程度(先着)

申込 1/6(火)9:00からWeb予約

問 環境衛生課 ☎ 892-0121



「短期集中型サービスC事業」の利用者

体力や生活動作に不安がある方に、リハビリ専門職等が一人ひとりに合った指導を行います。
※体に触れるリハビリは行いません。

対象 事業対象者、要支援1・2の認定をお持ちの方
※他のリハビリサービスの利用者を除く。

費用 無料

通所型

通所回数 2/8(日)~4/26(日)のうちの3か月間、月4回通所(計12回)

場所 ゆうゆうセンター、私部会館、倉治公民館、星田会館

定員 12人(先着)

申込・問 1/26(月)までにHPまたは窓口で登録する
申込用紙に記載の上、高齢介護課 ☎ 893-6409



パブリックコメントを実施

本市の下水道事業を将来にわたり安定的に継続していくための中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」を改定するため、素案に対して意見を募集します。

募集期間 1/5(月)~2/4(火)消印有効

閲覧場所 市HP、市役所本館2階情報公開コーナー、下水道課窓口

意見を提出できる方

▷市内在住・在勤・在学している

▷市内に事業所(事務所)がある

▷市税の納税義務がある

▷その他、本案件に利害関係がある

申込・問 HP掲載の専用フォームまたは、意見書(指定様式)に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・Eメールで下水道課へ提出。

〒576-8501 下水道課 ☎ 892-0121

✉ 893-1254 ⏤ gesui@city.katano.osaka.jp

意見の全部、一部を公表することができます。また意見に対し個別回答はしません。